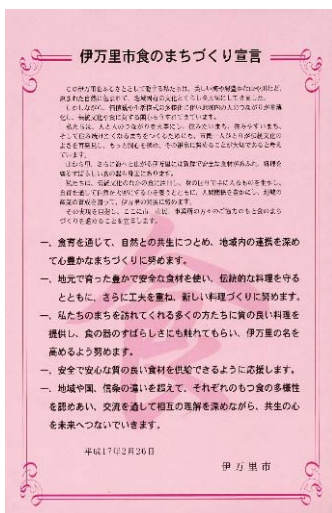


7 地域内の連携強化や地域外への拡大にも取り組んで見ましょう。(より高度な戦略的取組へ向けて II)

■ 地域内の様々な関係機関・団体等の組織的な取組で、地域が一体となった地域地産の活動へと発展します。

食のまちづくり宣言



(佐賀県伊万里市) 食育を通じた自然との共生と地域内の連携、地元産の安全な食材の利用、食を通じた地域外住民との交流等を内容とした『食のまちづくり宣言』が行われました。

地産地消の日



(栃木県) 毎月8日、18日、28日を「とちぎ地産地消の日」と定め、県庁の食堂では、県産農畜産物を利用した「地産地消メニュー」を提供しています。

■ 地域外への発展や都市消費者との連携により、地域農産物への需要が拡大します。都市部の量販店等とよく話し合いニーズに見合った出荷体制の確立が必要です。

インショップ



(群馬県 JA甘楽富岡) 20カ所以上のインショップが東京都内にあります。産地直送される野菜は都市消費者に好評です。

アンテナショップ



(大分県 JA大山) 福岡市内などに直営のアンテナショップやレストランを設置

8 学校給食へも地元農産物を提供しましょう

■ 学校給食で地場農産物を利用するためには、生産サイドと学校給食サイドが連携し、計画的かつ安定的な食材の納入が重要です。

取組のポイント

1 生産サイドと学校給食サイドのマッチング

・ 生産者と学校給食を担う栄養士さん等が意見交換し、地域の農業や給食の調理現場のことをお互いに理解する場を作ることからスタート。

2 生産サイドと学校給食サイドの連携

・ 給食で利用できる地場農産物を検討。学校給食サイドは、毎月の献立計画を策定して食材を発注。生産者サイドは、詳細な納入計画を策定。

3 安定供給する体制づくり

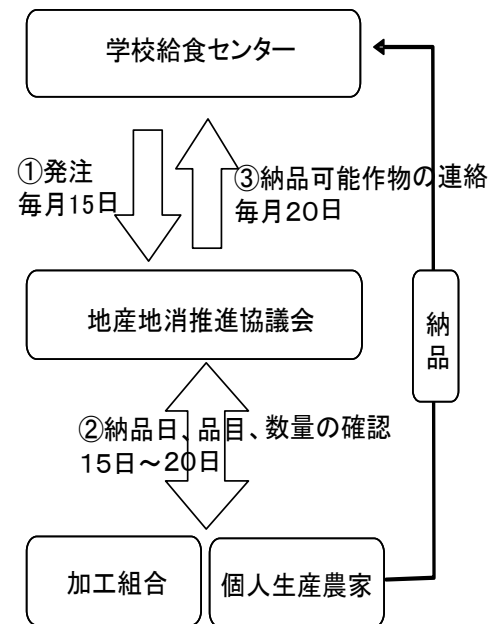
・ 異常気象や納入時の事故により予定の農作物が納入できない場合に備えた供給体制が必要。生産者のネットワークづくりのほか、確保できない場合の方法(代替品の市場からの確保等)も事前に検討が必要。

4 食育としての取組

・ 学校給食での地場農産物利用を通して、子供たちの農業と食べ物に関する理解を促進。農作業体験や生産者との交流も積極的に導入。



学校給食への供給体制の事例



(学習田での稲刈り)
自ら農作業を行うことで、食べ物への理解が深まります。

9 地産地消の取組に対する主な支援(平成20年度)

地域全体で地産地消に取り組む地域や高齢・小規模農家などへの支援

事業名:地産地消モデルタウン事業

- 趣旨** 農業、給食、商工、観光等が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組を推進するとともに、高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた先進的な取組を支援。
- 事業実施主体** 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人等
(なお、推進事業のうち、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組を行う場合においては、上記団体を含む推進協議会を設立することが必須条件。)
- 補助対象** 推進事業: 協議会開催、先進事例や消費者・実需者ニーズの把握のための調査、地場農産物を活用した加工品、学校給食メニューの開発、農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修、生産者と消費者との交流会開催、ホームページ・パンフレットの作成、農作業体験、効率的な集出荷システム(高齢・小規模農家対応の巡回集荷)の構築・実証、新規作物の導入実証リース方式によるハウスの導入、残留農薬等の分析等
整備事業: 農畜産物処理加工施設、直売施設、交流施設、集出荷施設(高齢・小規模農家対応の巡回集荷)、地域食材供給施設、産地管理施設
- 事業実施期間** 平成19年度～21年度
- 補助率** 事業費の1/2以内

地産地消の推進へ向けた施設整備などの支援

事業名:強い農業づくり交付金(地産地消特別枠)

- 趣旨** 地産地消により地域の消費者と生産者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るため、加工施設、直売施設、交流施設の整備を支援。
- 事業実施主体** 都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人等
- 補助対象** 農畜産物処理加工施設、直売施設、交流施設
- 事業実施期間** 平成19年度～21年度
- 交付率** 事業費の1/2以内

その他の主な支援事業

事業名等	事業内容	主な実施主体	補助率等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村地域において、定住や二地域間居住、都市と地域間交流を促進するために必要な施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。 この中で、地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点、市民農園及び農林水産物直売食材提供供給施設の整備等を支援。	都道府県、市町村、農業協同組合、等	実施メニューに応じて、定額（1/2以内、等）
広域連携共生・対流等対策交付金	都道府県域を越えた広域的な連携の取組を実現するために必要な交流拠点等の整備や都市部において農業の多面的機能が発揮され、都市住民に理解されるよう、農産物直売所、交流・ふれあいの場の整備等を支援。	民間団体等（NPO法人、農業協同組合、等）	実施メニューに応じて、定額（1/2以内、等）
ふるさと農山漁村地域力発掘支援モデル事業	持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、農山漁村の伝統文化の保全・復活などのテーマに沿ったふるさと作り計画の作成、計画に基づいた活動とその評価検証、計画の審査やアドバイザーの派遣等の取組を支援。	地域協議会 民間団体	実施メニューに応じて、定額（1/2以内、等）
森林・林業・木材産業づくり交付金	山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する生産、加工及び集出荷施設の整備等を支援。	都道府県、市町村、森林組合、等	実施メニューに応じて、定額（1/2以内、等）
強い水産業づくり交付金	効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、共同で利用する水産物加工処理施設の整備等を支援。	都道府県、市町村、漁業協同組合等	実施メニューに応じて、定額（1/2以内、等）

地産地消を推進する人材の育成

農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結び付け人材育成のための講習会を実施。また、地産地消の事例調査・分析や地産地消優良事例表彰等を実施。

問い合わせ先

農林水産省生産局技術普及課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-8111 内線4773

<http://www.maff.go.jp/chisanchisyo/index.html>